

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日
特別区民税 1 スイッチOTC薬 控除（医療費控除の 特例）の導入	<p>平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC薬の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち、1万2千円を超える額を控除する。</p> <p>1 適用要件 次の検診又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）を受けていること。 (1) 特定健康診査 (2) 予防接種 (3) 定期健康診断 (4) 健康診査 (5) がん検診</p> <p>2 控除対象医薬品 スイッチOTC薬 ※ スイッチOTC薬とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。</p> <p>3 医療費控除との関係 本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができない。</p>	[新設]	平成30年1月1日
2 特例適用利子等及び特例適用配当等に 係る個人の区民税の	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）に規定する特例適用利子等又は特例</p>	[新設]	平成29年1月1日

	課税の特例	適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得について、他の所得と区分し、区民税の税率を100分の3とする。																			
軽自動車税	1 税率の特例の延長	右記の特例について、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した3輪及び4輪以上の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成29年度）分の軽自動車税の税率を軽減する。	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した3輪及び4輪以上の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の税率を次のとおり軽減する。</p> <table border="1" data-bbox="1223 572 1821 895"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車及び天然ガス自動車(※1)</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車及びハイブリット車(※2)</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>H32 燃費基準+20%達成</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準達成</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>H27 燃費基準+35%達成</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>H27 燃費基準+15%達成</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの ※2 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの</p>	区 分		軽減率	電気自動車及び天然ガス自動車(※1)		75%	ガソリン車及びハイブリット車(※2)	乗 用	H32 燃費基準+20%達成	50%	H32 燃費基準達成	25%	貨物用	H27 燃費基準+35%達成	50%	H27 燃費基準+15%達成	25%	平成29年4月1日
区 分		軽減率																			
電気自動車及び天然ガス自動車(※1)		75%																			
ガソリン車及びハイブリット車(※2)	乗 用	H32 燃費基準+20%達成	50%																		
		H32 燃費基準達成	25%																		
	貨物用	H27 燃費基準+35%達成	50%																		
		H27 燃費基準+15%達成	25%																		